

## 奨学資金借用証書（変更用）

藤岡市奨学資金貸与に関する条例の定めるところにより、貸与額の変更に伴い、変更の奨学資金借用証書を提出します。

なお本人が返済できないときは、保護者等又は連帯保証人において速やかに返済することを、連署をもって誓約いたします。

年 月 日

借用額	変更前	月 額 (総 額)	円 円)
	変更後	月 額 (総 額)	円 円)
借用期間		年 年	月から 月まで
変更後借用額による 借用開始月		年	月から

奨学生本人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

連帯保証人(保護者等)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印

電話番号 \_\_\_\_\_

連帯保証人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印

電話番号 \_\_\_\_\_

(宛先) 藤岡市教育委員会教育長

- ※ 連帯保証人は、自署の上、実印を押印してください。
- ※ 奨学資金貸与決定時に提出した借用証書に押印した実印と同一の場合は、印鑑登録証明書の添付は省略できます。
- ※ 租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により印紙税は課されません。